

(証券コード 2778)
2022年4月21日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅五丁目27番13号
パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉 田 馨

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、本株主総会へのご来場をお控えいただき、事前にインターネットまたは書面にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、4頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年5月11日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会5階 大ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※お土産のご用意はございません。

※本株主総会は、株主の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のための対策を講じて開催させていただきます。詳細につきましては、3頁をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第37期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2021年2月21日から2022年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款の一部変更の件
- 第2号議案** 第三者割当によるA種優先株式発行の件
- 第3号議案** 取締役5名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
- 第5号議案** 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案** 会計監査人選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の①②の書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.palemo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.palemo.co.jp/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた株主様へのお願い及び当社の対応につきまして、以下のとおりご案内いたします。株主様の安心、安全を第一に開催いたしたく、株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈株主の皆様へのお願い〉

株主の皆様におかれましては、本株主総会では「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」を重要な運営方針と位置づけていることをご理解いただき、株主の皆様を最優先に、本株主総会へのご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利となります。4頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、事前にインターネットまたは書面にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〈会場における対応のご案内〉

- お土産のご用意はございません。
- 展示物につきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、取り止めさせていただきます。
- ご来場される株主様におかれましては、マスクを必ずご着用いただき、ご自身及び周囲への感染予防のご配慮、ご協力をお願いいたします。ご来場いただいても、発熱や咳などの症状がある場合や感染防止策にご協力いただけない場合は、ご入場をお断わりさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 会場の座席につきましては、間隔を空けた配置とさせていただきます。
- 本株主総会の議事につきましては、円滑かつ効率的に執り行い、短時間で行う予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
- 総会会場では、当社役員及び当社スタッフは、マスク等を着用し対応いたします。

議決権行使 についてのご案内

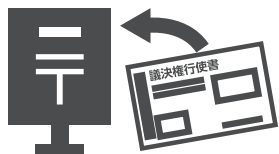
同封の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

●書面による議決権行使●

行使期限

2022年5月11日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

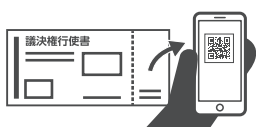


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

●「スマート行使」によるご行使●

行使期限

2022年5月11日（水曜日）
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては
5頁をご覧ください。

●パソコン等によるご行使●

行使期限

2022年5月11日（水曜日）
午後5時45分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては
6頁をご覧ください。

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

2022年5月12日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

● 「スマート行使」によるご行使 ●

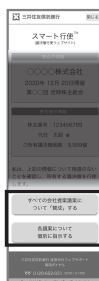
① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

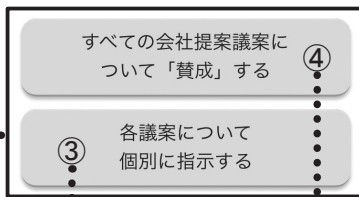


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

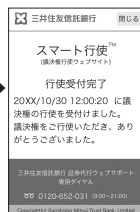


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

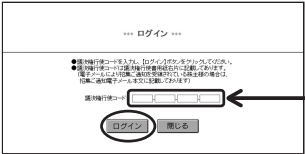
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net




② ログインする

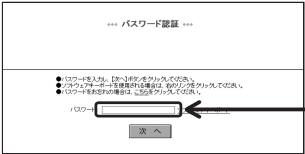


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。




③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。




以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

事業報告

(自 2021年2月21日)
至 2022年2月20日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる緊急事態宣言の発出や解除により、経済活動の制限と緩和が繰り返されることとなりました。秋以降はワクチンの2回接種が進行し新規感染者の減少を背景に、年末にかけて消費活動再開の動きが見られた反面、年が明けてからはオミクロン株の感染拡大と、それに伴うまん延防止等重点措置の影響を受け、極めて厳しい環境で推移しました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響が長引く中、ファッション関連の需要の回復が進まず、さらにガソリン価格の高騰などもあり、“巣ごもり消費”と呼ばれる家ナカ需要が拡大するほか、リアル店舗からネット通販へとさらに消費がシフトする傾向が続きました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、前期中に不採算店舗の退店、バラエティ雑貨ブランドの廃止を断行し、当連結会計年度の業績回復に努めてまいりました。しかしながら、引き続き緊急事態宣言下での外出自粛の環境が続いたことから、苦戦が続いたアパレル事業の店舗を中心に、不採算店舗の退店を積み増すほか、コロナ禍においても堅調な推移となっている300円均一雑貨ショップの「イルーシー300」への業態変更など収益改善策を講じてまいりました。

一方で、緊急事態宣言の発出と解除が繰り返される中、春先には一旦客数回復の兆しが見られたものの、4月下旬に緊急事態宣言が発出されて以降、ゴールデンウィーク期間中には大都市圏のショッピングセンターが休業となるほか、夏物商戦時期には変異ウイルスのデルタ株による感染者の急拡大を受けて、全国的に客数の回復が進まない状況となりました。また、8月には長期にわたる大雨、低温傾向が影響し、夏物の販売不振から、その後の在庫処分により荒利益率を大きく落とす結果となりました。

その後10月以降は客数の回復に遅れは見られたものの、11月に入ってから気温の低下にあわせて徐々に回復基調となり、12月、1月はコロナ感染者数も急減したため、アパレル事業、雑貨事業ともに収益が前年を上回る推移となりました。しかしながら、1月後半からの変異ウイルスのオミクロン株の感染急拡大が始まったことで、再び経済活動制限の影響を受けたことから、全社の既存店売上高前年比は101.1%と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年実績に対し微増という結果となりました。

店舗の出退店におきましては、新規に19店舗を出店し、前年に引き続き不採算店舗を中心に49店舗を退店した結果、当連結会計年度末の店舗数は380店舗となりました。また、FC（フランチャイズ）事業につきましては、増減がなく9店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高179億7百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失7億9百万円（前期は営業損失13億25百万円）、経常損失は6億74百万円（前期は経常損失13億21百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、営業活動から生じる損益が継続して赤字となっている店舗を対象とした減損損失5億7百万円に加え、店舗撤退時の解約ペナルティなど、特別損失の合計が6億71百万円となり、13億93百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失18億80百万円）となりました。

以上の状況から、当連結会計年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第 37 期（当連結会計年度）		前連結会計年度 対比率(%)
	売上高（千円）	構成比(%)	
店舗小売事業	16,844,352	94.1	△3.1
F C 事業	368,475	2.0	17.7
その他事業	694,361	3.9	23.1
合計	17,907,189	100.0	△1.9

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額3億79百万円の投資を行いました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に2億19百万円、新設店舗賃借に係る保証金として74百万円、既存店の改装及びシステム投資等に78百万円の投資を行っております。これらに必要な設備投資資金は自己資金及び借入金により充当しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの店舗展開は、イルーシー300千代田橋アピタ店をはじめとする計19店舗を新規出店、業態変更による既存店舗活性化のため計23店舗を改装、不採算店等49店舗を退店したことにより、期末店舗数は380店舗となりました。

3. 資金調達の状況

8. 対処すべき課題に記載しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度（2020年2月21日～2021年2月20日）におきまして、営業損失1,325,921千円、経常損失1,321,812千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,880,926千円を計上し、前連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は1,808,466千円、自己資本比率17.7%となりました。この結果、前連結会計年度末の長期借入金の一部250,000千円に付されている財務制限条項に抵触する状況となりましたが、一旦、金融機関からは前連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

当連結会計年度（2021年2月21日～2022年2月20日）におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の長期化による影響が想定以上であったこと等により、営業損失709,581千円、経常損失674,885千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,393,794千円を計上し、当連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は418,479千円、自己資本比率4.2%となりました。また、当連結会計年度末におきまして、流動負債合計は7,498,506千円であり流動資産合計5,707,871千円を超過しております。この結果、当連結会計年度末の1年内返済予定の長期借入金の一部187,500千円に付されている財務制限条項に抵触する状況となりましたが、一旦、金融機関からは当連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

さらに、当面の資金繰りを確実に担保するため、社会保険料及び労働保険料の一部につきましても一時的に納付を留保（当連結会計年度末時点における納付留保額は245,162千円）しております。

なお、各金融機関に対しましては、2021年12月に当社グループの事業再構築計画等を説明し、2022年1月には全ての金融機関から、次回2022年5月末開催予定のバンクミーティングまで融資残高を維持することにつきましては同意を得ております。このため、当連結会計年度末における短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2022年5月31日となっております。

以上により、当連結会計年度末におきまして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況下、当社グループは、当該状況の解消または改善のために、下記のような対応策を講じております。

(1) 事業再構築計画

当社グループでは、キャッシュの流出を防ぎ、赤字額の削減を目的に、前連結会計年度におきまして新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく採算が悪化した店舗に加え、ここ数年苦戦が続いていたバラエティ雑貨業態の店舗を中心に、合計91店舗を閉店いたしました。当連結会計年度におきましても、49店の不採算店の閉店を実施いたしました。新たに策定した事業再構築計画では、さらに、閉店を加速させてまいる方針です。

一方で、コロナ禍におきましても収益拡大が進んでいる300円均一雑貨ショップの「イルシー300」につきましては、投資を極力抑えたかたちでの新規出店を加速させるとともに、苦戦が続いているアパレル店舗からの業態変更も積極的に行い、強いアパレルの再構築と雑貨ビジネスの確立により収益基盤の強化を図ってまいります。これら既に一定の効果を得ている施策の更なる推進に加えて、経費削減策といたして、役員報酬の減額、社員給料・賞与の減額、賃料減額の交渉、店舗毎の売上状況に応じた適正な人員配置等、店舗費用の効率化と本部・本社費用の削減など全てのコストにつきましてもさらに見直しを図り、支出を最小限に抑えるよう取り組みを実施してまいります。

(2) 資金調達施策等

前述のとおり、取引金融機関に対し、当社グループの事業再構築計画等を説明いたしました。また、当社グループの資金繰りを安定させるため、一部の金融機関から当座貸越枠の新規設定をいただいております。現在、各金融機関に当社グループの事業再構築計画とその進捗等を評価いただいている過程にあり、2022年5月末に開催を予定している次回のバンクミーティングにおきまして、再度、融資残高の維持の更新を依頼し、支援の継続と今後の借入金の返済方針につきまして全ての金融機関からの同意を得るべく協議を行ってまいります。

加えて、連結貸借対照表の純資産額の毀損の状況を鑑み、2022年5月末に予定されているバンクミーティングでの金融機関からの弁済計画並びに融資残高の維持の更新に係る同意及び定時株主総会での定款変更の承認が得られること等を条件といたしまして、優先配当種類株式の発行による265,000千円の新たな資本調達の手続きを進めております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、新型コロナウイルス感染症の影響及び収益改善施策の成果によりましては、売上高及び営業損益の回復に重要な影響を及ぼす可能性がございます。

また、取引金融機関各社に対し継続した支援を要請しておりますが、今後、支援を頂く前提といたしまして、当社グループの今後の借入金返済方針等に対する全ての金融機関からの同意を得る必要があることから、2022年5月末に開催を予定しているバンクミーティングの結果等によりましては、当社グループの資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性がございます。これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提といたしまして作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	第 34 期	第 35 期	第 36 期	第 37 期
	(自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)	(自 2019年2月21日 至 2020年2月20日)	(自 2020年2月21日 至 2021年2月20日)	(当連結会計年度) (自 2021年2月21日 至 2022年2月20日)
売 上 高	23,268,554	24,084,286	18,257,361	17,907,189
経常利益又は経常損失(△)	712,545	494,822	△1,321,812	△674,885
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	553,412	350,300	△1,880,926	△1,393,794
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	45円96銭	29円09銭	△157円00銭	△116円88銭
総 資 産	11,328,128	11,677,558	9,992,916	9,218,333
純 資 産	3,522,319	3,775,285	1,808,466	418,479

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第35期より適用しており、第34期の数値は、組換え後の数値で表示しております。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パレモ	10百万円	100%	レディースアパレル、バラエティ雑貨、バッグの専門店チェーン

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社愛知銀行	600,000千円
株式会社名古屋銀行	600,000千円
株式会社りそな銀行	550,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社大垣共立銀行	400,000千円
株式会社京都銀行	250,000千円
株式会社商工組合中央金庫	200,000千円
株式会社日本政策金融公庫	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	187,500千円

II. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社西松屋チェーン	2,087,242株	17.49%
トラストワークスプランニング株式会社	285,800株	2.39%
パレモ従業員持株会	196,223株	1.64%
守谷 幸一郎	188,000株	1.57%
岩間 公一	159,933株	1.34%
サンラリー株式会社	120,600株	1.01%
立花証券株式会社	114,400株	0.95%
伴 裕康	82,000株	0.68%
吉 江 克己	81,200株	0.68%
旭 一 彌	70,230株	0.58%

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式122,755株を除く。）の総数に対する割合であります。

2. 当社は、自己株式を122,755株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 27,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,051,384株（うち自己株式 122,755株）
- (3) 株主数 13,810名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年2月20日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況等
吉 田 馨	代表取締役社長		株式会社パレモ取締役会長
香 西 雅 弘	取 締 役		株式会社パレモ代表取締役社長
福 井 正 弘	取 締 役	管理担当兼子会社担当	
永 田 昭 夫	取 締 役		公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 竹田印刷株式会社社外取締役 (監査等委員)
赤 塚 憲 昭	取 締 役		
土 田 新 一 郎	常 勤 監 査 役		株式会社パレモ監査役
今 枝 剛	監 査 役		公認会計士今枝会計事務所所長 税理士法人クロスブレイン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社社外監査役
川 口 直 也	監 査 役		川 口 法 律 事 務 所 所 長

- (注)1. 取締役のうち永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち今枝 剛氏及び川口直也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役今枝 剛氏及び川口直也氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に就任した取締役
2021年5月14日開催の第36回定時株主総会において、新たに香西雅弘氏が取締役に選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に退任した取締役
2021年5月14日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、取締役永井隆司氏は任期満了により退任いたしました。また、2021年8月6日をもって取締役竹中幹雄氏は辞任いたしました。なお、同氏は株式会社ジャヴァホールディングス取締役及びエンデパー・ユナイテッド株式会社マネージングディレクターを兼務しておりました。
8. 当事業年度中に退任した監査役
2021年8月6日をもって監査役平岡 繁氏は辞任いたしました。なお、同氏は、平岡公認会計士事務所所長及びフェニックス・キャピタル株式会社監査役並びにエンデパー・ユナイテッド株式会社監査役を兼務しておりました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏並びに、社外監査役今枝 剛氏及び川口直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションにより構成し、監督機能を担う非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月例の固定報酬のみを支払うこととしております。なお、監査役の報酬等につきましては、監査役の協議により決定しております。

②基本報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、当社の業績や従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、当社グループの営業成績を端的に表す連結営業利益を業績指標として採用し、連結営業利益の目標達成率に応じて個人別の報酬等の額を算出しております。業績連動報酬等は、賞与として毎年、一定の時期に支給するものとしております。

④非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬等）を採用し、取締役の役位・職責に応じて定時株主総会終結後の一定の時期に付与しております。

⑤基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、取締役の個人別の固定報酬の概ね1割以上4割以下になるよう設計しております。また、各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう、個々の取締役の職責等も踏まえて適切に設定しております。なお、業績連動報酬制度は、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査役は対象としておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2007年5月11日開催の第22回定時株主総会決議において年額150百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50百万円以内とされております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名。）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名。）です。また、当該報酬の枠内においては株式報酬型ストックオプションを取締役については年額30百万円以内、監査役については年額5百万円以内として支給することを、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名。）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名。）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役位に応じた原案を策定し、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針に基づき審議及び決定を行いました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針との整合性等、多角的な検討を行うとともに、監査役会の意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度におきまして、期中に報酬委員会を設置しております。委員会のメンバーは、吉田 馨（代表取締役）、永田昭夫（社外取締役）赤塚憲昭（社外取締役）であり、今後、株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役員に応じ策定した原案を、取締役の個別の報酬等の内容にかかる方針に基づき審議及び決定し、取締役会に報告するようにいたします。取締役の個人別報酬等の決定を報酬委員会に委任する理由は、報酬委員会が、独立かつ客観的な見地から評価、検討ができ、ガバナンスの強化が図れることから委任いたしました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	42,254千円 (2,814千円)	40,254千円 (2,814千円)	2,000千円 (-)	-	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,063千円 (3,864千円)	14,063千円 (3,864千円)	1,000千円 (-)	-	4名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記支給人員と相違しているのは、2021年5月14日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、2021年8月6日をもって辞任した取締役1名と監査役1名が含まれているためであります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職先等
社外取締役	永田 昭 夫	公 認 会 計 士 永 田 昭 夫 事 務 所 所 長
		日 本 ト ラ ン ス シ テ ィ 株 式 会 社 社 外 監 査 役
		竹 田 印 刷 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)
社外監査役	今 枝 剛	公 認 会 計 士 今 枝 会 計 事 務 所 所 長
		税 理 士 法 人 ク ロ ス ブ レ イ ン 代 表 社 員
		ナ ト コ 株 式 会 社 社 外 監 査 役
社外監査役	川 口 直 也	川 口 法 律 事 務 所 所 長

(注) 上記兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
永田 昭夫	当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席	—	取締役会の議案審議等において、公認会計士等の長年の経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
赤塚 憲昭	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等において、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、必要な発言を適宜しており、経営陣から独立した客観的な立場から、経営全般に関する事項を中心に、意見や助言を行うという、期待された役割を果たしております。
今枝 剛	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等において、公認会計士、税理士としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また監査役会においても、税務、財務等について適宜発言を行っております。
川口 直也	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席	取締役会の議案審議等において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。また監査役会においても、法務全般等について、適宜発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	4名	6,678千円

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,707,871	流動負債	7,498,506
現金及び預金	2,209,720	支払手形及び買掛金	950,357
売掛金	119,702	電子記録債務	2,167,985
預け金	678,619	設備関係電子記録債務	68,357
商貯蔵品	1,808,856	短期借入金	2,250,000
1年内回収予定の差入保証金	20,947	1年内返済予定の長期借入金	537,500
その他	792,154	未払金	194,726
	77,870	未払費用	857,528
		未払法人税等	15,434
		未払消費税等	111,514
固定資産	3,510,461	預り金	92,838
(有形固定資産)	1,064,013	資産除去債務	239,454
建物	906,299	その他	12,810
器具及び備品	155,930	固定負債	1,301,347
建設仮勘定	1,783	長期借入金	700,000
(無形固定資産)	83,440	資産除去債務	588,304
ソフトウェア	82,898	長期未払金	13,043
その他	541	負債合計	8,799,854
(投資その他の資産)	2,363,007	(純資産の部)	
投資有価証券	5,100	株主資本	382,609
長期前払費用	43,631	資本金	100,000
差入保証金	2,360,364	資本剰余金	1,981,989
繰延税金資産	29,296	利益剰余金	△1,673,877
その他	8,586	自己株式	△25,501
貸倒引当金	△83,970	新株予約権	35,869
		純資産合計	418,479
資産合計	9,218,333	負債純資産合計	9,218,333

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年2月21日
至 2022年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		17,907,189
II 売 上 原 価		8,552,950
売 上 総 利 益		9,354,238
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,063,819
営 業 損 失 (△)		△709,581
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	272	
債 務 勘 定 整 理 益	10,992	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,017	
補 助 金 収 入	52,562	
そ の 他	2,200	71,045
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,311	
支 払 手 数 料	11,872	
為 替 差 損	771	
そ の 他	1,393	36,349
経 常 損 失 (△)		△674,885
VI 特 別 利 益		
雇 用 調 整 助 成 金	14,032	
そ の 他	1,382	15,414
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	16,164	
減 損 損 失	507,388	
休 業 手 当	13,846	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	134,563	671,963
税金等調整前当期純損失(△)		△1,331,434
法人税、住民税及び事業税	16,771	
法人税等調整額	45,588	62,359
当期純損失(△)		△1,393,794
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,393,794

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,875,857	流動負債	4,218,255
現金及び預金	1,845,588	設備関係支払手形	1,576
預け金	678,619	設備関係電子記録債務	58,065
貯蔵品	485	短期借入金	2,250,000
前払費用	15,522	1年内返済予定の長期借入金	537,500
未収入金	543,086	未払金	924,172
1年内回収予定の差入保証金	792,154	未払費用	162,522
その他	401	未払法人税等	646
		未払消費税等	13,412
固定資産	3,504,472	預り金	30,906
(有形固定資産)	1,063,893	資産除去債務	239,454
建物	906,179	固定負債	2,763,627
器具及び備品	155,930	長期借入金	300,000
建設仮勘定	1,783	繰延税金負債	9,707
		資産除去債務	587,004
(無形固定資産)	73,807	長期未払金	13,043
ソフトウェア	73,807	関係会社事業損失引当金	1,853,872
		負債合計	6,981,883
(投資その他の資産)	2,366,772	(純資産の部)	
投資有価証券	5,100	株主資本	362,577
関係会社株式	40,000	資本金	100,000
出資金	770	資本剰余金	1,981,989
従業員に対する長期貸付金	977	資本準備金	100,000
長期前払費用	43,631	その他資本剰余金	1,881,989
差入保証金	2,353,425	利益剰余金	△1,693,909
店舗賃借仮勘定	5,000	その他利益剰余金	△1,693,909
関係会社長期貸付金	1,300,000	繰越利益剰余金	△1,693,909
その他	102	自己株式	△25,501
貸倒引当金	△1,382,233	新株予約権	35,869
		純資産合計	398,447
資産合計	7,380,330	負債純資産合計	7,380,330

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年2月21日)
(至 2022年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 営業収入		3,911,200
営業総利益		3,911,200
II 販売費及び一般管理費		3,633,900
営業利益		277,299
III 営業外収益		
受取利息及び配当金	270	
貸倒引当金戻入額	4,587	
補助金収入	52,562	
その他の	1,567	58,988
IV 営業外費用		
支払利息	22,311	
支払手数料	11,872	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,300,000	
その他の	52	1,334,237
経常損失(△)		△997,949
V 特別利益		
営業補償金	1,382	1,382
VI 特別損失		
固定資産処分損	16,164	
減損損失	507,388	
関係会社株式評価損	9,999	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,853,872	2,387,426
税引前当期純損失(△)		△3,383,993
法人税、住民税及び事業税	12,822	
法人税等調整額	17,768	30,590
当期純損失(△)		△3,414,583

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月5日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 英喜 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2021年2月21日から2022年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失709,581千円、経常損失674,885千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,393,794千円を計上している。また、当連結会計年度末において、流動負債合計が流動資産合計を超過している状況にあり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2022年5月31日となっている。さらに、社会保険料及び労働保険料の一部について一時的に納付を留保している。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月5日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

名古屋事務所

指有限責任社員 公認会計士 松木 豊 ㊦
業務執行社員
指有限責任社員 公認会計士 齋藤 英喜 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2021年2月21日から2022年2月20日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において経常損失997,949千円、当期純損失3,414,583千円を計上している。また、流動負債合計が流動資産合計を超過している状況にあり、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の返済期日は2022年5月31日となっている。さらに、社会保険料及び労働保険料の一部について一時的に納付を留保している。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月21日から2022年2月20日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月6日

パレモ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役

土田 新一郎 ⑩

監査役（社外監査役）

今 枝 剛 ⑩

監査役（社外監査役）

川 口 直 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

① アフターコロナにおける成長軌道回帰の実現に向け、機動的な資本政策の遂行に対し、資本金のある資金を調達することが必要であると考え、第三者割当による方法で新たな種類の株式であるA種優先株式を発行したいと存じます。つきましては、定款第6条及び第7条の規定を変更し、第16条の2の規定を新設するとともに、新たな種類株式であるA種優先株式に関する規定（第10条の2から9）を新設するものであります。（以下、合わせて「本定款変更」という。）

なお、本定款変更の効力発生は、本定時株主総会におきまして、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

② 2021年6月16日付けで施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー総会）の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様への利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条第3項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

株主総会の開催方法の決定にあたりましては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症など大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

なお、当社は当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣による、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報につきまして電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求した株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は次頁以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案				
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式の総数は、2,736万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式の総数は、2,736万株とし、<u>2,735万株は普通株式、1万株はA種優先株式</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>以下のとおり</u>とする。</p> <table border="1" data-bbox="611 459 816 515"> <tr> <td>普通株式</td> <td>100株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>1株</td> </tr> </table> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p><u>第二章の二 A種優先株式</u></p> <p>(優先配当)</p> <p><u>第10条の2 1.当社は、剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下「A種配当基準額」という。)及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金(第2項において定義される。)の合計額に対し、A種優先配当年率を[5.5]%として、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、</u></p>	普通株式	100株	A種優先株式	1株
普通株式	100株				
A種優先株式	1株				

現 行 定 款	変 更 案
	<p>1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)により算出される額(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。</p> <p>2. A種優先株式発行事業年度以降のある事業年度におけるA種優先株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、A種優先株式1株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第1項に基づくA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。</p> <p>3. 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第1項及び第2項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。</p> <p>4. A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。</p> <p>①A種優先株式の分割または併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割または株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割または株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。</p> $\text{調整後A種配当基準額} = \text{調整前A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p>	<p>②A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種優先株式数」は、当該発行または処分の時点で当社が保有する自己株式（A種優先株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種優先株式数」は、「処分する自己株式（A種優先株式に限る。）の数」と読み替えるものとする。</p> $\text{調整後A種配当基準額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{調整前A種配当基準額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$ <p>③①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。</p> <p><u>（残余財産の分配）</u> 第10条の3 1. 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の①及び②を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。</p> <p>①A種配当基準額 ②A種累積未払配当金</p> <p>2. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>(議決権) 第10条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、すべての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権 (償還請求権)) 第10条の5 A種優先株主は、いつでも当会社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額を交付するものとする。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権 (転換請求権)) 第10条の6 A種優先株主は、いつでも当会社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。</p> <p>(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数 (a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。</p> $\begin{array}{l} \text{取得と引換} \\ \text{えに交付す} \\ \text{べき普通株} \\ \text{式の数} \end{array} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をした} \\ \text{A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとし、この場合においては、1株を交付する。</p> <p>(2) 当初取得価額 取得価額は、当初、109円とする。</p> <p>(3) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$ <p>調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{併合後発行済普通株式数}}{\text{併合前発行済普通株式数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。</p> <p>調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{（発行済普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{当社が保有する普通株式の数}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数）} + \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。</p> <p>調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式におきまして「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第10条の7 当社は、いつでも取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額に相当する額の金銭を交付するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 1. 当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種優先株式の数を通知する。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p>第10条の8 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。</p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p>第10条の9 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 1. 当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第14条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会への準用) 第16条の2 第11条ないし第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する(第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。)(第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。))。</p>
<p>第17条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</p>

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

会社法第199条に基づき、下記「2. 募集の目的及び理由」に記載の理由により、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合（以下「本割当先」という。）に対して、下記「1. 本第三者割当の概要」に記載の要領にて実施する第三者割当の方法による募集株式の発行（以下「本第三者割当」という。）につき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る本第三者割当は、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案に係る定款変更の効力が生じることを条件とするものであります。

1. 本第三者割当の概要

- | | | |
|----------------------|------------------------------------|---------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | A種優先株式 | 265株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき | 金1,000,000円 |
| (3) 払込期日 | 2022年6月30日（木） | |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金 | 金132,500,000円 |
| | 増加する資本準備金 | 金132,500,000円 |
| (5) 割当方法 | 第三者割当の方法により、本割当先にA種優先株式265株を割り当てる。 | |
| (6) 募集株式の内容 | 詳細は第1号議案「定款の一部変更の件」をご参照ください。 | |

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループ（当社及び当社の関係会社を総称していいます。）は、純粋持株会社である当社、連結子会社2社で構成され、衣料品及び雑貨を直接消費者に販売する専門店をチェーン展開することを主要な業務としており、店舗小売事業とFC事業及びその他事業があります。

第36期連結会計年度（2020年2月21日～2021年2月20日）におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、企業収益や雇用情勢の悪化に加え、外出自粛に伴う消費活動の停滞が断続的に発生するなど、極めて厳しい環境で推移しました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、インバウンド需要が消失するほか、各種イベントの中止、外出自粛等の影響からファッションに対する需要が大幅に減少する一方で、巣ごもり消費への関心が高まり、Eコマース市場が継続的に拡大するなど、リアル店舗の環境は一部の業態を除いて厳しい事業環境で推移しました。

このような環境の中、当社グループは同連結会計年度を最終年度として取り組んできた中期経営計画を取り下げ、コロナ禍で崩れた需給バランスを修正すべく在庫コントロールの適正化に注力するとともに、グループをあげてコスト削減に努めるほか、公的な支援の活用につきましても注力してまいりました。また、ファッション需要の回復が見込めない状況が続いたことから、雑貨事業の店舗を中心に衛生関連商品の販売や、家で過ごす時間が増えたことによる“巣ごもり消費”を意識した商品の販売を強化してまいりました。

しかしながら、特にアパレル事業は年間を通して苦戦が続き、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う客数減の影響は大きく、当社グループは、同連結会計年度におきまして、営業損失1,325,921千円、経常損失1,321,812千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,880,926千円を計上し、同連結会計年度末の連結貸借対照表の純資産額は1,808,466千円、自己資本比率17.7%となりました。この結果、同連結会計年度末の長期借入金の一部250,000千円に付されている財務制限条項に抵触する状況となりましたが、一旦、金融機関からは同連結会計年度末の状況による期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

その上で、第37期第3四半期連結累計期間（2021年2月21日～2021年11月20日）におきまして、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の長期化による影響が想定以上であったこと等により、営業損失682,063千円、経常損失691,729千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,096,238千円を計上し、同第3四半期連結会計期間末の四半期連結貸借対照表の純資産額は714,769千円、自己資本比率7.0%となっております。さらに、同第3四半期連結会計期間末において、流動負債合計は7,079,999千円であり流動資産合計5,278,595千円を超過しております。そして、同第2四半期報告書及び第3四半期報告書においては、継続企業の前提に関する注記が付される状況となっております。また、2021年9月17日に返済期限を迎えた当座借越契約600,000千円につきまして、一時的に契約更新の合意ができない状態が発生いたしました。

もともと、その後金融機関と協議を重ね、2021年12月13日に当社グループの事業再構築計画と当該計画に基づく借入金の弁済方針を説明したうえで、2022年1月17日開催のバンクミーティングを経て、全金融機関から、2022年5月31日まで融資残高を維持することにつきましての合意を得ることができました。その結果、本日時点におきまして、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金2,787,500千円につきまして、2022年5月31日が弁済期日となっております。

なお、事業再構築計画の一環といたしまして、当社グループでは、キャッシュの流出を防ぎ、赤字額の削減を目的に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく採算が悪化した店舗に加え、ここ数年苦戦が続いている店舗を中心に閉店を実施致します。

一方で、コロナ禍におきましても収益拡大が進んでいる300円均一雑貨ショップの「イルシー300」につきましては、投資を極力抑えたかたちでの新規出店を加速させるとともに、苦戦が続いているアパレル店舗からの業態変更も積極的に行い、強いアパレルの再構築と雑貨ビジネスの確立により収益基盤の強化を図ります。また、経費削減策として、役員報酬の減額、社員給料・賞与の減額、賃料減額の交渉、店舗毎の売上状況に応じた適正な人員配置等、店舗費用の効率化と本部・本社費用の削減など全てのコストにつきましてさらに見直しを図り、支出を最小限に抑えるよう取り組みを実施いたします。

また、当面の資金繰りを確実に担保するため、社会保険料及び労働保険料の一部についても一時的に納付を留保（同第3四半期連結会計期間末時点における納付留保額は181,045千円）しております。

かかる財務状況下におきまして、当社としては、自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善等を図る必要があります。また、各金融機関との協議の中で今後事業収支が悪化した場合に債務超過になり得る可能性を危惧し資本政策を検討して自己資本の改善を図るよう要請を受けている経緯も踏まえ、割当予定先に対して、本優先株式を発行することが最適であるとの判断に基づき、2022年3月29日、本第三者割当を実施することを決議いたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

自己資本が大幅に減少している当社の財務状況及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の見通しが不透明な状況におきまして、当社は、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達を実施することよりも、資本金の資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが、長期的な株主価値の維持向上のためには適切であると判断いたしました。また、早期に資金環境の安定化を図るため、迅速かつ確実性の高い第三者割当増資の方法によることが、当社にとりまして最適な資金調達方法であると判断いたしました。

一方で、仮に普通株式を発行する方法により同程度の資金調達を図る場合、急激かつ大規模な普通株式の希薄化及び株主構成の変化が生じ、当社の安定した事業運営や既存株主の保有する株式価値に多大な影響を与えることが懸念されるため、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計とされる本優先株式を発行する方法による資金調達が、当社にとりまして有効な選択肢であると判断いたしました。

(3) 本優先株式の概要

① 優先配当

本優先株式の優先配当率は年5.5%に設定されており、本優先株式の株主は普通株式の株主に優先して配当を受け取ることができます。なお、ある事業年度において本優先株式の株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。また、本優先株式の株主は、当該優先配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

② 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができます。本優先株式の取得価額は、1株あたりの払込金額に累積未払配当金を加えた金額となります。

③ 金銭を対価とする取得請求権

本優先株式の内容として、本優先株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えに本優先株式の全部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価として本優先株式を取得するものとされております。本優先株式の取得価額は、1株あたりの払込金額に累積未払配当金を加えた金額となります。

但し、本引受契約において、割当予定先は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、当該取得請求権を行使できます。

(i) 当社が本引受契約に違反した場合

(ii) 当社による本引受契約における表明保証が真実又は正確でなかった場合

(iii) 粉飾決算（多額の架空売上上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合

(iv) 以下のいずれかの場合に該当した場合

(a) 2023年2月20日期以降の決算期末において法令上の分配可能額がその時点のA種優先株式の償還価額（未償還のA種優先株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合

(b) 2023年2月20日期以降の決算期末において経常損失を計上した場合

(c) 有価証券上場規程（東京証券取引所）に定める上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合

(v) 株式会社西松屋チェーン（以下「西松屋」という。）による当社株式の譲渡（西松屋が保有する当社の普通株式の議決権割合が10%を下回る場合に限る）。但し、当社と業務提携を行う可能性のある第三者が当社の普通株式の議決権の10%以上を保有する場合を除く。

(vi) 当社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、(a)又は(d)の場合は第三者が当社の株式を50%を超えて保有する取引をいう。）を承認した場合

(a) 当社の株式等の発行又は譲渡

(b) 当社が消滅会社となる合併

(c) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

(d) 当社が株式交付子会社となる株式交付

(e) 当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社への承継

(vii) 第三者による当社株式の公開買付けが公表された場合

(viii) 2027年3月31日が経過した場合

④ 普通株式を対価とする取得請求権

本優先株式の内容として、本優先株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、普通株式と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は普通株式を対価として本優先株式を取得するものとされており。

但し、本引受契約において、割当予定先は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、当該取得請求権を行使できません。

(i) 当社が本引受契約に違反した場合

(ii) 当社による本引受契約における表明保証が真実又は正確でなかった場合

(iii) 粉飾決算（多額の架空売上上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合

(iv) 以下のいずれかの場合に該当した場合

(a) 2023年2月20日期以降の決算期末において法令上の分配可能額がその時点のA種優先株式の償還価額（未償還のA種優先株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合

(b) 2023年2月20日期以降の決算期末において経常損失を計上した場合

(c) 有価証券上場規程（東京証券取引所）に定める上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合

(v) 西松屋による当社株式の譲渡（西松屋が保有する当社の普通株式の議決権割合が10%を下回る場合に限る）。但し、当社と業務提携を行う可能性のある第三者が当社の普通株式の議決権の10%以上を保有する場合を除く。

(vi) 当社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、(a)又は(d)の場合は第三者が当社の株式を50%を超えて保有する取引をいう。）を承認した場合

(a) 当社の株式等の発行又は譲渡

(b) 当社が消滅会社となる合併

(c) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

(d) 当社が株式交付子会社となる株式交付

(e) 当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社への承継

(vii) 第三者による当社株式の公開買付けが公表された場合

(viii) 2025年3月31日が経過した場合

⑤ 議決権

本優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付与されておりません。

⑥ 譲渡制限

本優先株式の譲渡による取得には、当社の取締役会の承認が必要とされています。

(4) 当社の遵守事項

当社は、本引受契約において、主に次に掲げる事項を遵守することとしております。

① 事前承諾事項

当社は、当社が次の各号に定める行為を行おうとする場合には、事前に割当予定先の書面による承認（割当予定先は、かかる承認を、不合理に留保、遅延又は拒絶してはならないものとする。）を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は組織変更
- (3) 株式等の発行
- (4) 自己株式の取得若しくは処分、自己新株予約権の取得若しくは処分、又は自己新株予約権付社債の取得
- (5) 株式等の分割、併合、無償割当その他の株主の地位若しくは権利に影響を及ぼす一切の事項
- (6) 株主又は潜在株主との投資関連契約（その名称を問わず、当社の事業、運営、統治等又は当社の株式の譲渡、買収等に関し、一定の事項を定める契約を含む。）の締結、変更又は解除
- (7) 資本金又は準備金の増加又は減少（但し、本第三者割当に伴うものを除く。）
- (8) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、譲受け、休止若しくは廃止、重要な支店の統廃合又は新規事業の開始
- (9) 重要な業務上の提携又はその解消
- (10) 決算期の変更
- (11) 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又は解散
- (12) 債務免除を伴う私的整理手続きの開始
- (13) 本第三者割当に際して割当予定先に開示された2022年1月14日付け事業計画又は年度ごとに作成される事業計画（以下総称して「事業計画」という。）の承認又は変更（但し、いずれも客観的に軽微と認める変更を除く。）
- (14) 子会社発行の株式等の処分
- (15) 他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為
- (16) 担保の提供、借入れ（本引受契約締結時における既存債務の借換えを除く。）、保証
- (17) 社債（新株予約権付社債）その他の有価証券の発行
- (18) 社債の買入消却又は繰上償還
- (19) 事業計画に記載のない、不動産又は重要な資産の売却、賃貸その他処分行為又は譲受け若しくは賃借（但し、事業計画に定める投資金額の総額の範囲内の新規店舗の出店、既存店舗の業態転換、退店の追加の場合を除く。）
- (20) 事業計画に記載のない、1件あたり1,000万円（但し、1件とは、施策及び案件単位であり、それに関連した支出の合計金額を以て判断する。）を超える設備投資その他の支出（但し、事業計画に定める投資金額の総額の範囲内の新規店舗の出店、既存店舗の業態転換、退店の追加にかかるものを除く。）

(21) 取締役等による免除に関する定款の定め（会社法第426条第1項）に基づく取締役の責任免除又は責任限定契約に関する定款の定め（会社法第427条第1項）に基づく契約の締結（但し、割当予定先が指名した役員に関するものを除く。）

(22) 取締役等との間の会社補償契約（会社法第430条の2）又はD&O保険契約（会社法第430条の3）の締結（但し、割当予定先が指名した役員に関するものを除く。）

(23) 取締役による競業取引又は利益相反取引の承認

(24) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(25) 内部統制制度の構築又は重要な変更（重要な規程の制定及び改廃を含む。）

(26) 重要な社内規則の変更

(27) 訴訟、仲裁、調停その他紛争解決手続きの提起若しくは申立て、司法上若しくは行政上の手続き開始

(28) 和解、調停成立その他の判決等又は仲裁判断等によらない紛争解決手続きの終結（大松株式会社との間の賃貸借契約（東京日本橋事務所）に係る賃料増額請求にかかる終結（但し、賃料を増額する場合は、増額後の賃料が月額250万円（仮に遡及分の増額がある場合は遡及分を含まない。）を超えない場合に限る。）を除く。）

(29) 重要な契約（店舗の賃貸借契約を除く。）の締結、変更若しくは終了

(30) その他、当社又は子会社の経営に重大な悪影響を及ぼす事項

② 事前協議事項

当社は、当社が次の各号に定める行為を行おうとする場合には、割当予定先と事前に誠実に協議を行わなければならない。

(1) 代表取締役の任免（但し、割当予定先が指名した役員を選任する場合を除く。）

③ 取締役・オブザーバーの指名

当社は、割当予定先が当社の取締役1名を指名する権利を有することを確認する。

割当予定先は、オブザーバー2名を指名することができる。オブザーバーは、当社の取締役会その他経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができる。但し、オブザーバーは、当該会議において、議決権を有するものではない。当社は、オブザーバーが当該会議に出席する機会を確保することができるよう、オブザーバーに対して、当該会議の1週間前までに招集を通知するものとし、当該会議における討議に必要な全ての資料を事前に交付しなければならない。なお、当社はやむを得ない事情により当該会議を緊急開催する場合でも、当該会議について出席権を有するオブザーバーに対して事前通知をしなければならないものとする。

④ 監督権限

当社又は子会社について、次の事項が発生した場合には、割当予定先は、その選択により、(i)取締役若しくは監査役の派遣・経営指導、(ii)事業計画の修正指導、(iii)当社若しくは子会社に関する業況や事業の進捗状況の調査、又は(iv)割当予定先による監査のうち1つ又は複数を行うことができるものとする。

(1) 以下のいずれかの場合に該当する可能性が合理的に生じた場合

①2023年2月20日期以降の決算期末において法令上の分配可能額がその時点のA種優先株式の償還価額（未償還のA種優先株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合

②2023年2月20日期以降の決算期末において経常損失を計上した場合

③有価証券上場規程（東京証券取引所）に定める上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合

(2) 重要な契約の大幅な変更又は解除があり、当社の経営に重大な影響を及ぼすと割当予定先が判断した場合

(3) 資金使途に係る規定に違反し、又はそのおそれがある場合

(4) 事前承認事項に係る規定又は事前協議事項に係る規定に違反した場合

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	265,000,000円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000円
③ 差引手取概算額	260,000,000円

(注) 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用、その他諸費用等の合計額であります。なお、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出時期
① 事業再構築に係る出店	200	2022年7月～2024年2月
② 業態変更	40	2022年7月～2023年2月
③ 店舗撤退	20	2022年7月～2023年2月

(注) 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社金融機関普通預金口座にて管理することとしています。

① 事業再構築に係る出店

当社が展開しておりコロナ禍におきましても業績が堅調である300円均一雑貨ショップ「イルーシー300」を中心とした店舗拡大を進めるべく、2023年2月期におきましては計10店舗、2024年2月期におきましては計15店舗の新規出店を予定しております。2023年2月期におきまして予定される10店舗の内訳については、「イルーシー300」の店舗として9店舗、アパレル事業に関する旗艦店舗として原宿店の1店舗（現店舗のビルの建て替え完了に伴う新規オープン）を予定しております。

そのための資金として、本第三者割当による払込金額のうち、金200百万円を充当することを予定しております。なお、払込期日までの期間につきましては、手持資金を充当することにより対処することを予定しております。

② 業態変更

2022年2月期におきましては、アパレル事業の店舗を雑貨事業の「イルーシー300」の店舗に切り替えることにより、業態変更をした全店につきまして黒字化を実現いたしました。そのため、かかる業態変更を引き続き推進すべく、2023年2月期におきましては計15店舗（内訳：上期6店舗、下期9店舗）の業態変更を予定しており、ディベロッパーとの調整を図りつつ取り組んでまいります。

そのための資金として、本第三者割当による払込金額のうち、金40百万円を充当することを予定しております。なお、払込期日までの期間につきましては、手持資金を充当することにより対処することを予定しております。

③ 店舗撤退

アパレル事業を中心とした不採算店舗の撤退を進め、アパレル事業に関しては収益力のある店舗に注力し、収益力のある体制を構築してまいります。かかる店舗撤退に当たり、一時的に退去時の原状回復費用及び中途解約による違約金が発生することから、そのための資金として、本第三者割当による払込金額のうち、金20百万円を充当することを予定しております。なお、払込期日までの期間につきましては、手持資金を充当することにより対処することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金の使途につきましては、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載いたしましたとおりであり、調達した資金を事業再構築に係る出店、業態変更及び店舗撤退の費用に充当し、当社の中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益に資するものであり、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社の置かれたコロナ禍における厳しい経営環境並びに財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先との間で本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねた結果、A種優先株式につきまして払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。そして、交渉時における過去20取引日（2021年12月23日から2022年1月24日まで）の株価のヒストリカルボラティリティを基に契約締結から実行までの期間の変動率を算定し、同様に30取引日、60取引日、過去1年の期間においても算定したところ、その中で変動率が極小であったのは20取引日の数値である15.6%であったことから、当該数値をベースとして、本優先株式に係る普通株式を対価とした取得請求権の行使時における算定の基礎となる当初取得価額については、契約締結日前営業日の終値に対する85.0%とするとの結論となり、また当社の置かれた状況を考慮した上で、割当予定先との間で2021年12月初旬から2022年2月末までの期間に複数回の協議、交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本優先株式の払込金額には合理性が認められると判断しております。

もっとも、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価につきましては様々な考え方があり得ることから、会社法上、本優先株式の発行価額が特に有利な金額に該当すると判断される可能性も否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、本優先株式の発行については、本定時株主総会において、会社法第199条第2項に基づく特別決議による株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を265株発行することにより265,000,000円を調達いたしますが、上述した本優先株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

A種優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。当社普通株式を対価とする取得請求権が行使され、A種優先株式の全てが当初取得価額で当社普通株式に転換された場合、本優先株式発行前の発行済株式数の20.17%（本優先株式発行前の発行済普通株式にかかる議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式にかかる議決権数の比率は20.38%）の当社普通株式が交付されます。また、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、本第三者割当に係る株式引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- (i) 当社が本引受契約に違反した場合
- (ii) 当社による本引受契約における表明保証が真実又は正確でなかった場合
- (iii) 粉飾決算（多額の架空売上上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合
- (iv) 以下のいずれかの場合に該当した場合
 - (a) 2023年2月20日期以降の決算期末において法令上の分配可能額がその時点のA種優先株式の償還価額（未償還のA種優先株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合
 - (b) 2023年2月20日期以降の決算期末において経常損失を計上した場合
 - (c) 有価証券上場規程（東京証券取引所）に定める上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合
 - (v) 西松屋による当社株式の譲渡（西松屋が保有する当社の普通株式の議決権割合が10%を下回る場合に限り）。但し、当社と業務提携を行う可能性のある第三者が当社の普通株式の議決権の10%以上を保有する場合を除く。
 - (vi) 当社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、(a)又は(d)の場合は第三者が当社の株式を50%を超えて保有する取引をいう。）を承認した場合
 - (a) 当社の株式等の発行又は譲渡
 - (b) 当社が消滅会社となる合併
 - (c) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転
 - (d) 当社が株式交付子会社となる株式交付
 - (e) 当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社への承継
 - (vii) 第三者による当社株式の公開買付けが公表された場合
 - (viii) 2025年3月31日が経過した場合

上記のとおり、A種優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、①本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の増強をすることで財務体質の安定化に資するものであり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、②A種優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、割当予定先が当社普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権を行使できるのは、上記のいずれかの事由が発生した場合に限定されていること、③A種優先株式につきましては、いつでも、A種優先株主の意向にかかわらず、法令上可能な範囲で、当社の選択によりA種優先株式を取得することが可能となっており、この場合には取得したA種優先株式を消却することにより当該A種優先株式に関して交付されうる当社普通株式が交付されないこと、④本優先株式に議決権が付されていないこと等の措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることにより、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合
② 所在地	大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
④ 組成目的	新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者の復興及び事業再生支援
⑤ 組成日	2020年7月31日
⑥ 出資の総額	3,280百万円
⑦ 出資者の概要	株式会社北陸銀行 株式会社富山銀行 株式会社富山第一銀行 株式会社福井銀行 株式会社福邦銀行 株式会社十六銀行 株式会社愛知銀行 株式会社名古屋銀行 株式会社中京銀行 株式会社三十三銀行 株式会社滋賀銀行 株式会社京都銀行 株式会社関西みらい銀行 株式会社池田泉州銀行 株式会社但馬銀行 株式会社みなと銀行 株式会社南都銀行 株式会社紀陽銀行 株式会社りそな銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社日本政策投資銀行

⑦ 出資者の概要	桑名三重信用金庫 京都信用金庫 京都中央信用金庫 大阪信用金庫 大阪シティ信用金庫 大阪商工信用金庫 尼崎信用金庫 株式会社AGSコンサルティング REVICキャピタル株式会社 なお、出資比率については非開示	
⑧ 業務執行組員の概要	名称	REVICキャピタル株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
	代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 坂本 啓晃
	事業内容	投資事業有限責任組合の運営・管理
	主たる出資者	株式会社地域経済活性化支援機構
	資本金	100百万円
	名称	株式会社AGSコンサルティング
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルノースタワー
	代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 廣渡 嘉秀 代表取締役副社長 軒澤 篤志
	事業内容	マネジメントサービス、事業承継支援、企業再生支援、IPOコンサルティング、M&A支援、国際業務支援
主たる出資者	—	
資本金	35百万円	

- (注) 1. 割当予定先である、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率については、割当予定先からの要望により開示を受けておりません。
2. 当社は、割当予定先の業務執行組員及び出資者のそれぞれの有価証券報告書又はホームページに記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等を確認し、さらに、日経テレコンによるデータベース検索を利用することにより、出資者、出資者の役員若しくは子会社又は出資者の主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。当社は、以上のとおり、割当予定先の全ての業務執行組員及び出資者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断するとともに、割当予定先が反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先との間の関係

当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
当社と業務執行組合員等との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(3) 割当予定先を選定した理由

当社は、財務バランスの改善及び事業の再構築のため主要取引銀行から様々な提案を受け検討した結果、コロナ禍における厳しい事業環境の下で当社グループの事業再構築計画の遂行のための資金を調達し、かつ、自己資本の増強を実現するため、2021年12月頃、本優先株式の発行を実施する方針を決定いたしました。そして、当社における主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行による紹介を経て、当社の事業内容及び事業再構築計画につきまして最も理解いただいているREVICキャピタル株式会社が運営・管理を行う近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

(4) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、割当する株式の保有方針につきまして、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。なお、当社は割当予定先が、割当後2年間におきまして当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。なお、本株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会による承認が必要となります。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先に対する出資者の財務諸表を確認すること等によって、払込期日までにA種優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	福井正弘 (1965年1月21日生)	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2015年5月 当社社長室長 2017年5月 当社執行役員社長室長 2018年5月 当社取締役社長室長 2021年4月 当社取締役管理担当兼子会社担当（現任）	18,900株
<p>取締役候補者の選任理由 福井正弘氏は、営業、経営企画、I R等幅広い部門を担当し、社業全般に対する幅広い知識と豊富な経験を有しており、現在は管理部門の統括として経営に携わるなど、これからの当社グループの企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	香西雅弘 (1964年1月30日生)	1986年3月 株式会社鈴丹入社 2011年2月 同社執行役員SUZUTAN事業部長 2012年2月 当社執行役員アパレル事業本部SUZUTANディビジョン長 2014年2月 当社アパレル事業本部SUZUTAN事業部長 2016年2月 当社執行役員アパレル事業本部レギュラー事業部長 2017年2月 当社執行役員アパレル事業部長 2017年8月 株式会社パレモ執行役員アパレル事業部長 2018年5月 同社取締役アパレル事業部長 2019年2月 同社常務取締役営業担当 2020年2月 同社常務取締役営業担当兼雑貨事業部長 2021年2月 同社代表取締役社長（現任） 2021年5月 当社取締役（現任）	24,400株
<p>取締役候補者の選任理由 香西雅弘氏は、長年にわたり店舗運営、商品企画業務に携わり、豊富な知見を有しているほか、当社グループ子会社の社長を務めるなど経営に関し豊富な経験と知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	※ <small>おお</small> 太 <small>た</small> 田 <small>なお</small> 直 <small>と</small> 人 (1961年12月5日生)	1985年3月 株式会社鈴丹入社 2003年2月 当社ライムストーン事業部商品部長 2007年3月 当社ギャルフィット・ファナー事業部ジ ニー商品部長 2011年5月 当社執行役員アパレル事業部ジニー商品部長 2014年5月 当社執行役員アパレル事業部リジェイ事業部長 2015年2月 当社執行役員アパレル事業本部長 2017年8月 株式会社パレモ取締役営業企画担当兼生 産企画部長兼配送センター担当 2018年3月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ジャヴァコーポレーション取締役 兼株式会社ベベ取締役 2018年7月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ベル・エキブ代表取締役社長 2020年4月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役 兼株式会社ベベ取締役 2022年2月 当社執行役員経営企画室長（現任）	5,600株
取締役候補者の選任理由 太田直人氏は、店舗運営、商品仕入れ、商品管理の担当など営業部門全般に携わり、その後株式会社ジャヴァホールディングス取締役及びその子会社である株式会社ベル・エキブの社長を務めるなど経営に関し豊富な経験を有しており、これからの当社グループの企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	なが た あき お 永 田 昭 夫 (1948年9月15日生)	1976年3月 公認会計士登録 1988年8月 中央新光監査法人代表社員就任 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 2011年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設所長(現任) 2012年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 2013年5月 株式会社UCS社外監査役 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 竹田印刷株式会社社外監査役 2021年6月 竹田印刷株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	11,100株
<p>社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割</p> <p>永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識によりコーポレート・ガバナンスの強化が図られるほか、株式会社鈴丹(2012年2月21日付けで当社に吸収合併)に対し、2005年2月期から2011年2月期にかけて、監査法人のサイナーとして関与した実績を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見をいただいております。同氏はこれまで社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は社外取締役として、公認会計士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。</p>			
5	あか つか のり あき 赤 塚 憲 昭 (1946年10月13日生)	1970年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 1997年5月 株式会社鈴丹取締役経営企画室長 1999年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)執行役員 2000年6月 株式会社トーマン代表取締役専務 2003年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 2003年6月 株式会社シーエフプランニング代表取締役社長 2005年6月 カネ美食品株式会社監査役 2005年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 2009年4月 株式会社セディナプランニング代表取締役社長 2009年4月 株式会社セディナ取締役専務執行役員 2018年5月 当社社外取締役(現任)	86株
<p>社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割</p> <p>赤塚憲昭氏は、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、1997年には、株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)から株式会社鈴丹(2012年2月21日付けで当社に吸収合併)に出向し経営再建に導いた実績からも、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じて、指摘及び意見をいただいております。これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は社外取締役として、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は永田昭夫氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、7年であります。
4. 候補者の赤塚憲昭氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は赤塚憲昭氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は赤塚憲昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役に就任してからの年数について
赤塚憲昭氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役川口直也氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
川口直也 (1973年9月24日生)	1996年11月 司法試験合格 1999年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）弁護士登録 1999年4月 堀井法律事務所入所 2001年8月 川口法律事務所開設（現任） 2018年5月 当社社外監査役（現任）	一株
社外監査役候補者の選任理由 川口直也氏は、上記「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識を当社の監査に反映していただいております。なお、同氏はこれまで会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただき、当社のガバナンス体制等に対する意見や助言を行うという役割を期待しております。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者の川口直也氏は、社外監査役候補者であります。

なお、同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(1) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は川口直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおり再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

(2) 社外監査役に就任してからの年数について

川口直也氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。

3. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	く の とも こ 久野 智子 (1959年12月6日生)	1988年5月 当社入社 1997年5月 当社総務人事部マネージャー 2001年11月 当社社長室マネージャー 2002年8月 当社大阪本部業務担当マネージャー 2003年5月 当社人事部長 2007年5月 当社総務人事部長 2010年5月 当社執行役員総務人事部長(現任)	3,120株
	補欠の監査役候補者の選任理由 久野智子氏は、長年にわたり総務・人事部門を担当し専門的知識、経験を有していることから、監査役に求められる倫理観を有しており、公平、公正な判断を、当社の経営に対し適切に監査をしていただけるものと考えていることから、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。		
2	おお くら あつし 大倉 淳 (1974年8月6日生)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2016年7月 公認会計士大倉会計事務所開設(現任) 2016年10月 税理士登録 2016年12月 名南M&A株式会社社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役(現任)	一株
	補欠の社外監査役候補者の選任理由 大倉 淳氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通し、十分な経験を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただけるものと考えております。同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらのことから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久野智子氏は、常勤監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であり、大倉 淳氏は、社外監査役に欠員が生じた場合の補欠の候補者であります。
3. 候補者の大倉 淳氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
大倉 淳氏が、社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 補欠の監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。久野智子氏及び大倉 淳氏が、監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

			取締役・監査役の有する知識・経験・能力等					
			企 業 経 営	営 業 マーケティング	商品政策 商品管理	コンプライアンス リスクマネジメント	財 務 経 金	務 理 融 融
取締役	社内	福井正弘	○	○		○	○	○
		香西雅弘	○	○	○	○		○
		太田直人	○		○	○		○
	社外	永田昭夫				○	○	
		赤塚憲昭	○			○		
監査役	社内	土田新一郎		○		○		○
	社外	今枝 剛				○	○	
		川口直也				○		○

- (注) 1. 上記一覧表は、特に専門性に発揮を期待する分野を示しており、当社の取締役・監査役が有する全ての知見を表すものではありません。
2. 経営企画・経営戦略及び人事・ヒューマンリソースの観点は、企業経営に含まれておりません。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。同監査法人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分備えているものの、監査継続年数が14年と長期にわたっていることや、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を総合的に検討した結果、新たな会計監査人の候補者を五十鈴監査法人といたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

なお、監査役会が五十鈴監査法人を当社の会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制の観点から監査が適正に行われると評価したことに加え、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることから、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年2月20日現在)

名称	五十鈴監査法人
事務所の所在地	主たる事務所 三重県津市丸の内34番5号 (津中央ビル6階)
沿革	1983年5月 五十鈴監査法人設立

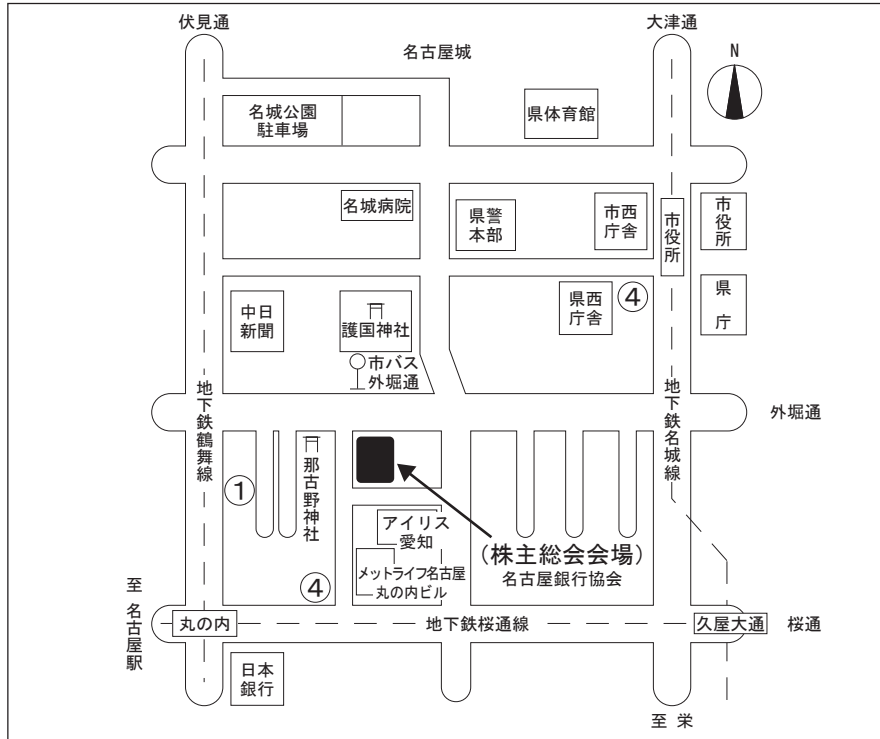
以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は名古屋銀行協会 5階大ホールで開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

所在地 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 電話 (052) 231-7851

〔受付開始予定時刻〕 当日午前9時



〔交通機関〕 地下鉄— 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
 鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス— 名古屋駅8番のりば「外堀通」下車すぐ

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。